

#### 4. 1 情報伝達・広報に関する課題（防府市）

防府市が指摘する情報伝達・広報の課題については、以下のとおりである。

##### 【情報伝達の課題】

- ◆本部から様々な情報発信を行ったが、多すぎて整理が出来ず伝達に混乱が生じた。（7月21日15時頃の時点で、災害対策本部内での災害情報の掲示がなされていなかった。）
- ◆災害対策本部の決定事項を一般職員に提供していなかったため、市民への対応に苦慮した。
- ◆混乱した状況の中で、コミュニティ FM 局（FM わっしょい）へ放送要請を行ったのは7月24日（金）であった。
- ◆同報系防災行政無線について、屋外拡声子局からの音声等が聞き取れないとの苦情があった。
- ◆広報車両により、避難勧告等の広報活動を行ったが、聞き取れないとの苦情があった。

##### 【広報の課題】

- ◆初動時には災害対策本部に情報が入ってこない状況の中で、報道機関からは被災情報が流れ、市民からの問い合わせに対応出来なかった。
- ◆コミュニティ FM 局（FM わっしょい）と「災害時等における放送要請に関する協定書」を平成17年2月1日に締結していたが、放送の依頼が遅れた。
- ◆市民への広域的な災害広報を有効に行う報道機関に対して、災害対策本部からの情報発信は必ずしも良好とは言えなかった。
- ◆報道機関の取材への対応がまずく、災害対策本部の業務に支障が出た。

4. 2 広報案文（防府市）

防府市で使用した避難指示・勧告の際の広報案文は以下のとおり。

**同報系防災行政無線放送文**

※原稿用、FAX用

以下の内容を放送しました。（放送区域： \_\_\_\_\_ 地域）

こちらは ぼうさいほうふしです

\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分 放送

防府市 \_\_\_\_\_災害対策本部 \_\_\_\_\_より 緊急放送。

※

避難（準備・勧告・指示）発令 【2回くりかえし】

\_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分に避難（準備・勧告・指示）を発令しました。

避難（準備・勧告・指示）の 対象地区は、

できるだけ 近所の方にも声をかけ、複数で避難してください。

大変危険な状態です。直ちに指定避難所に避難してください。

( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_の避難所は \_\_\_\_\_ です。

\_\_\_\_\_の避難所は \_\_\_\_\_ です。

※くりかえし

いじょう ぼうさいほうふし

4. 3 広報紙（防府市）

# ほろろ

平成21年7月

## 臨時号

豪雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
被害を受けられた皆さまに対する支援制度等については、次のとおりです。詳細につきましては、下記の総合相談窓口、各担当課または各関係機関までお問い合わせください。

### 豪雨による被害対策等のお知らせ

り災証明書、見舞金等、住宅、消毒、子育て支援、健康相談、融資制度、市税等の減額・免除  
被災ごみ、流木・土砂  
市斎場利用の停止、行事の中止等  
災害ボランティア

今後の情報は、随時、市広報等でお知らせします。

### 災害総合相談窓口 市役所1号館1階 ☎25-2194

次の1～5に関する申請や相談をお受けします。  
(その他の項目は、各担当窓口にご相談ください)  
受付時間 月～金曜 午前8時15分～午後7時  
土・日曜・祝日 午前9時～午後5時

#### 1. り災証明書の発行

保険金の請求等で、り災証明が必要なお方の申請を受け付けています。  
申請時に必要なもの  
●印かん(無い場合は捺印可)  
●被災写真(難しい場合は証明願の現認者欄)に民生委員、又は自治会長の署名及び印、家族、親族、知人等は現認者になることはできません。  
※り災原因、り災日時、り災場所、り災状況を記入いただきますので、ご確認のうえお越しください。り災証明の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

#### 2. 見舞金等

被災世帯に対する見舞金(市災害見舞金)は、被災世帯の程度により、該当する世帯に見舞金が支給されます。  
【全 額】 100,000円  
【半 額】 50,000円  
【床上浸水】 30,000円  
※上記以外にも、要件を満たせば国・県の見舞金や補助金もあります。  
詳しくは、お問い合わせください。

#### 3. 住宅

●被災により住宅に困難されている方は、ご相談ください。  
●災害救助法の適用により、応急仮設建築物の制限が緩和される場合がありますので、ご相談ください。

#### 4. 消毒

床下、床上浸水に伴う消毒のご相談を受け付けます。

#### 5. 被災者に対する子育て支援

保育所では、災害後旧作業等により家庭での保育が困難な場合、児童の保育所への入所を受け付けます。短期間の一時的な保育も可能です。  
※保育料の減額・免除については、3ページ19. 市税等の減額・免除⑩の欄をご覧ください。

#### 10. 被災ごみ(流木・土砂を除く)

▶対象ごみ  
水害によって使用不能となった家具、家電など。ただし、処置困難物(ベッド、消火器、バッテリー、タイヤ、バイクなど)及び自動車や水害によらない廃棄物を除きます。  
▶搬入場所と搬入期間  
●災害廃棄物収集ステーション(場所等は、各地区自治会長にご確認ください)  
8月9日(日)まで  
●クリーンセンター  
月～金曜 午前8時30分～午後5時まで搬入可  
問合せ クリーンセンター(新田364番地・☎22-4742)

#### 11. 流木・土砂

小野地区、右田地区の方は、指定の搬入場所へ搬入してください。それ以外の地域の方は、クリーンセンター内仮置場へ搬入できます。  
問合せ クリーンセンター(新田364番地・☎22-4742)

#### 12. 市斎場(悠久苑)利用の停止

高大な被害が発生したため、現在、一日も早い復旧に向けて努力しておりますが、当分の間使用できませんので、お知らせします。  
市民の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。  
なお、今後の火葬業務等につきましては、下記へお問い合わせください。  
問合せ 市民課(4号館1階・☎25-2109)

#### 13. 行事等の中止・延期(7月27日現在)

開催予定日	行事名等	中止/延期
8月 1日(土)	防府まつりおどろ大会	中止
8月 1日(土)～3日(月)	平成21年度 夏季学ぼうやセミナー	中止
8月 4日(火)	牛乳地区懇談会(※)	延期
8月 5日(水)	防府天満宮夏祭り大花火大会	中止
8月30日(日)	第47回市民体育祭	中止
～8月10日(月)	移動市長室「おれおれ車庫トーク」(※)	延期

※開催時期は未定です。

上記以外にも、状況により予定通りに開催されない場合があります。事前にご確認ください。

#### 災害ボランティアの派遣

災害後日を支えるための災害ボランティアセンターを設置しました。

##### 【ボランティアの派遣をご希望の方】

対象 被災された方  
内容 土砂の搬出や家屋及び屋外施設の清掃等(詳しい支援内容はお問い合わせください)  
費用 無料  
問合せ 防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター本拠(☎24-9777)  
【受付時間 午前8時30分～午後5時】

**6. 預金払い出し**

災害により、通帳や印鑑を紛失された場合でも、預金引き出しを行う、預金などの払戻しができます。  
詳しくは、各金融機関にお尋ねください。  
取扱期限 ゆうちょ銀行は8月24日まで  
※その他の金融機関の取扱期限については、直接お問い合わせください。  
問合せ 各金融機関

**8. 融資制度等**

対象者により、制度が異なります。災害に関連して利用可能な、融資制度や貸付制度があります。

①住宅に関すること  
●市災害復興借付金  
問合せ 社会福祉課(1号館1階・☎25-2349)  
※国や県の制度もありますので、詳しくは、お問い合わせください。  
●災害復興住宅融資  
おまかせコールセンター(被災者専用ダイヤル)  
☎0120-086-353、または☎048-615-0420  
(受付時間 午前9時～午後5時  
【祝日、年末年始を除く】)

②母子・身障福祉資金貸付に関すること  
問合せ 子育て支援課 児童母子係  
(1号館1階・☎25-2348)

③農業に関すること  
問合せ 農業農村課(5号館1階・☎25-2136)  
または、最寄りの農業協同組合

④林業・水産業に関すること  
問合せ 林業水産課(5号館2階・☎25-2131)  
山口中央森林相合防府支部 (☎22-4285)  
県漁業協同組合吉佐統治支店 (☎22-9112)

⑤商工業(中小企業)に関すること  
豪雨により被害を受けた中小企業者等が対象です。  
●中小企業庁(中小企業庁ホームページ参照)  
問合せ  
中国経済産業局 産業部 中小企業課 (☎082-224-5661)  
●県中小企業制度融資(経営安定資金)  
【被害金額が50万円以上で、市商工振興課が実行する「り災証明書」の添付が必要(農業、林業及び漁業の第一次産業等は対象外)】  
問合せ  
県経営金融課 金融支援班 (☎083-933-3188)  
市商工振興課(天神一丁目6-37) ☎25-2147  
商工会議所(壬子一丁目8-9・☎22-4352)

**7. 心のケアや健康相談**

被災者の方の心や体などの健康に関する相談を、訪問や電話で随時実施しています。開設している避難所への巡回相談も行っています。  
問合せ 高齢障害課 地域ケア係  
(1号館1階・☎25-2967)  
保健センター  
(郷生町12-1・☎24-2161)  
【心の健康電話相談】 ☎27-3388  
(駅前町13-40 県精神保健福祉センター内)

**9. 市税等の減額・免除**

災害により被害を受けた場合、災害の程度等により、下記のよう税金や保険料、使用料等が減額になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

- ①市県民税の減免  
(住宅または家財が被害にあったとき)  
問合せ 課税課 市民税係 (4号館2階・☎25-2170)
- ②固定資産税の減免  
(土地、家屋及び建物資産の被害が甚しいとき)  
問合せ 課税課 土地係(4号館2階・☎25-2195)  
家屋係(4号館2階・☎25-2196)
- ③国民健康保険料及び介護保険料  
及び後期高齢者医療保険料の減免  
(住宅または家財が被害にあったとき)  
問合せ 保険年金課 (4号館1階)  
国民健康保険係(☎25-2317)  
介護資格係(☎25-2318)  
後期高齢者医療係(☎25-2322)
- ④国民健康保険一部負担金の減免  
及び徴収猶予  
(住宅または家財が被害にあったとき)  
問合せ 保険年金課 国民医療係 (4号館1階・☎25-2164)
- ⑤国民年金保険料の免除  
(住宅または家財が被害にあったとき)  
問合せ 保険年金課 年金係 (4号館1階・☎25-2163)
- ⑥小・中学生の就学援助制度について  
(上記①～⑤のいずれかの減免を受けた場合)  
※すでに⑥の減免の場合は、申請不要です。  
問合せ 学校教育課 学務係 (1号館3階・☎25-2493)
- ⑦税金等の納付の猶予  
(災害を受け、納付が困難なとき)  
問合せ 収納課 徴収第一係 (4号館2階・☎25-2183)
- ⑧保育料(保育所及び留守家庭児童学級)の減免  
(家屋の全半壊または床上浸水等)  
問合せ 子育て支援課 保育係 (1号館1階・☎25-2126)
- ⑨介護サービス利用料の減免  
(住宅または家財が被害にあったとき)  
問合せ 高齢障害課 高齢・介護係  
介護給付係(1号館1階・☎25-2128)
- ⑩障害福祉サービス利用料の免除  
(家屋の全半壊または床上浸水等)  
問合せ 高齢障害課 障害者福祉係 (1号館1階・☎25-2387)
- ⑪水道料金の減免  
(家屋の全半壊または床上浸水等)  
問合せ 水道局給水課 おまかせサービス推進室 (仁井字町13-1・☎23-2511)
- ⑫下水道使用料の減免  
(家屋の全半壊または床上浸水等)  
問合せ 下水道管理課 下水道係 (仁井字町13-1・水道局庁舎2階・☎25-2402)

**防府警察署からのお知らせ**  
避難されている間に、不在の住宅を狙った悪質な窃盗事件が発生しています。また、災害に際して、住宅のリフォームに関する悪質な訪問販売が予想されます。ご注意ください。  
問合せ 防府警察署 (駅前町7-22・☎25-0110)

